

30年
以上の
実績

住環境ジャパン独自の

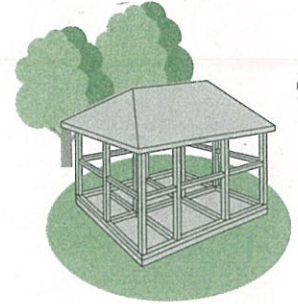
当制度によるお客様負担はございません

安心長期瑕疵保証制度のご案内



工事長期瑕疵保証制度の導入にあたり

株式会社住環境ジャパンでは、昭和54年設立以来30年以上の実績のなかで、この度、自社工事に対して当社独自の最長10年の瑕疵保証制度を確立し、平成22年6月1日より「工事長期瑕疵保証制度」を展開致すこととなりました。当社が施工した工事において通常の使用に耐えられない瑕疵が生じた場合には、完工引渡後最長10年という長期間にわたり工事保証対象とし、工事瑕疵保証をする画期的な制度です。また、この制度を円滑に運営するために提携保険会社との関係のもと技術面、管理面での社内研修を強化し施工仕様に基づき工事がなされているかをチェックする「工事審査」を行ってまいります。



1 工事長期瑕疵保証制度の概要

※保証の対象について

当社が施工した工事において瑕疵が生じた場合には、工事完工引渡から最長10年間の瑕疵を保証する制度です。

- ・瑕疵保証につきましては、補修・修理による対応とさせていただきます。(原則として新品による交換はいたしません)ただし、補修・修理につきましては、その事実を知った時から1年以内のものに限らせていただきます。
- ・保証する場合におきましては、一工事ごとに当社が発行した工事長期瑕疵保証書または、お客様にお書きいただいた工事ごとの保証制度登録申込書を確認したうえで、制度に基づき保証いたします。
- ・消耗品につきましては、別途有料とさせていただきます。
- ・販売商品につきましてはメーカー保証期間内はメーカー保証としていただき、当保証制度の対象外といたします。
- ・一部工事内容によりましては保証できない場合がございますので、詳しくは弊社までお問い合わせください。

※保証料について

この保証制度においては、お客様のご負担はございません。

- ※保証期間／太陽光発電システム工事・蓄電システム工事(10年保証)・オール電化工事(8年保証)
外部塗装・屋根工事(7年保証)・リフォーム工事(内装・水周りを含む)(5年保証)
その他簡易(10万円以下)工事(1年保証)



2 業務フローについて

工事長期瑕疵保証制度をご利用いただくためには、必ず保証制度へのお申込みによる登録が必要です。

※保証制度登録／一工事につき一登録

業務フロー

①当社営業担当者より保証制度登録申込書をお届け致します。

②保証制度登録申込書に必要な事項をご記入及び押印の上、当社営業担当者にお渡しください。

③当社にて審査確認後お客様にご連絡させていただきます。

④工事完了後、約3~4週間程度で「工事長期瑕疵保証書」を郵送にてお客様にお届けいたします。(事務処理の都合上、多少時間がかかることをご了承ください)

3 工事長期瑕疵保証 ご利用にあたっての注意事項

以下の場合、保証の対象とはなりませんのでご注意ください。(保証の基本は、当社による施工工事に伴う瑕疵の場合のみです)

- ①お客様またはご家族により当社以外に修理等が依頼された場合、並びに改造等によるものが原因の場合
- ②補修・修理等の際に、保証書の提示(保証番号の通知)が無い場合
- ③保証書に記載された字句が書き替えられたり、書き加えられた場合
- ④契約設置後お客様の作業による設置場所の移動、落下等によるもの、長期(2年以上)にわたり工事済家屋を放置した場合
- ⑤建築物の性質による結露、瑕疵によらない建築物の自然の消耗・磨減・さび・かび・むれ・腐敗・変質変色、その他類似の事由の場合
- ⑥動・植物に起因する場合
- ⑦火災・落雷・爆発または外部からの物体の落下・飛来・衝突もしくは、倒壊等の偶然かつ外来の事由の場合
- ⑧地震・津波・噴火・地盤沈下・土地の沈下・隆起・移動・軟弱化・土砂崩れ・土砂の流入、流出・土地造成工事の瑕疵、水害、風害、その他天災並びにガス害・塩害・公害の場合
- ⑨天災または天災に類似するような局地的に発生する気象変動の場合
- ⑩戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態)の場合
- ⑪補修及び修繕の依頼が本保証の期間満了後になされた場合
- ⑫対象商品のメーカーが、リコール宣言をした後におけるリコール原因となった部位にかかる部品交換や修理の場合
- ⑬対象商品のメーカーが定める消耗品のうち、使用者が容易に行える消耗品の交換である場合
- ⑭対象商品の通常使用に支障がない部分で、経年劣化の範囲に該当する場合
- ⑮設計・施工基準を上回る負荷を与えた場合、使用上の誤り(取扱説明書記載以外の使用)、または維持・管理の不備によって生じた故障および改造の場合
- ⑯故障が発生した時点において、被害の拡大防止を怠ったために生じた損害の場合

お客様控え

平成 年 月 日

株式会社 住環境ジャパン御中

工事長期瑕疵保証制度登録申込書

この度、 工事、及び長期瑕疵保証制度の説明を受け、
その内容を確認いたしましたので、下記物件の工事について保証制度を申したいします。

記

1. 契約日 平成 年 月 日

2. お客様名 _____様

3. 契約金額 _____円

4. 工事の内容 _____

※工事内容により、瑕疵保証期間が異なりますのでご注意ください。

- 保証期間
- 《10年保証》太陽光発電システム工事・蓄電システム工事
 - 《8年保証》オール電化工事
 - 《7年保証》外部塗装・屋根工事
 - 《5年保証》リフォーム工事(内装・水周りを含む)
 - 《1年保証》その他簡易(10万円以下)工事

(お申込者) ご住所 _____

記名捺印 _____

お名前 _____ (印)

(当社使用欄)

検印	検印	検印	担当者

オーダー No.	
保証書 No.	
保証書発行日	
備考	